

学習指導要領改訂案等に対する意見公募手続 (パブリック・コメント)の結果

1. 意見公募の概要

(1) 意見の募集期間

平成20年2月16日(土)～平成20年3月16日(日)

(2) 意見の提出方法

電子メール、郵便、FAX

2. 意見募集の結果

(1) 意見総数

5,679件

内訳：電子メール 1,136件
郵便 2,898件
FAX 1,645件

注：同一の方からいただいた御意見については1件として計上しています。

(2) 意見提出者の属性による分類

①性別による分類

	総 数	男 性	女 性	団 体	不 明
件 数	5,679	2,809	2,678	74	118
割合 (%)	100%	49.5%	47.1%	1.3%	2.1%

②年齢による分類

	総 数	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	その他・不明
件 数	5,679	42	257	598	1,013	1,013	1,116	785	284	571
割合 (%)	100%	0.8	4.5	10.5	17.8	17.8	19.7	13.8	5.0	10.1

③職業による分類

	総 数	教諭員	大学教員	行政	団体職員	会社員	自営業	主 婦	学 生	無 職	団 体	その他・不明
件 数	5,679	566	61	129	139	1,096	395	1,235	73	727	74	1,184
割合 (%)	100%	10.0	1.1	2.3	2.4	19.3	7.0	21.7	1.3	12.8	1.3	20.8

学習指導要領改訂案等に対する意見公募手続 (パブリック・コメント)における主な意見の概要

【基本的な考え方】

- ・ 「生きる力」について、教職員や保護者等多くの人々に理念の共有が図られるよう、その趣旨についての徹底が必要。
- ・ 学習指導要領の改訂の方向性は賛成だが、同時に教師の指導力の向上が必要。
- ・ 授業時数を増加することに賛成。塾に行かなくても、学校教育において児童生徒の学力を向上させるようなカリキュラムにすべき。
- ・ 移行措置の中で、できるだけ早く新学習指導要領を前倒し実施すべき。
- ・ 改訂案では、より具体的な指導が見えやすいものとなっており、具体的な方向が示されたことに賛成。
- ・ 確かに子どもたちは変わったが、その原因は子どもたち自身ではなく、社会。今回の改訂が何よりも子どもたちの将来の幸せを見据えたものになることを願う。
- ・ ゆとり教育を転換し、難しい学習をさせるのは不登校等が増加するおそれがあり反対。
- ・ 国語、社会、算数・数学、理科及び外国語を重視しすぎ。技術・家庭科や音楽、図画工作、美術も重要。
- ・ 知識の詰め込みに戻るとともに、国が教育内容だけではなく指導方法にまで細かく指示する学習指導要領となっており反対。
- ・ 授業時数を増やすことで知識の習得や活用の能力が身につくのか疑問。学校のシステムが多様な子どもたちの実態に合っていないことが原因。30人以下学級の実現を優先すべき。

【具体的な改訂の方向性】

- ・ 学習指導要領について達成目標としての性格を明確にすべき。
- ・ 学習指導要領に定められた内容について教師は児童生徒に必ず身に付けさせる義務があることを明記すべき。
- ・ 必修教科、選択教科、総合的な学習の時間の時数の配分を各学校の裁量に委ねるべき。
- ・ 子どもたちの身体も心も健やかな成長を望むなら、各教科等において食育の推進が必要。
- ・ 「国を愛する心」について、総則において明記するとともに、社会科以外でも教えることを盛り込むべき。
- ・ 特定の団体等による偏向教育が行われないような制度にしてほしい。
- ・ 改訂案は、教育に対する国のコントロールを強め、愛国心などの徳目を子どもに押しつける点で大きな問題。国語の教材の観点に「国を愛し」とあることや社会科に「天皇についての理解と敬愛の念」と規定していることに、重大な危惧。
- ・ 学習指導要領は事細かに現場を管理するためのものではなく、文科省が現場を信頼して、現場に対応を委ねる内容であるべき。音楽の共通教材や歴史上の人物などの細かい内容を国で一律に定める必要はない。

- ・ 学校教育における新聞活用の指導やメディアリテラシー育成の充実が必要。
- ・ 中学校の各学年に配当された授業時間について、各学校の裁量による弾力的な運用を認めるべき。
- ・ 法令上の中高一貫校となっていない同一の学校法人の中学校・高等学校に、法令上の中高一貫校にのみ認められている教育課程編成の弾力的運用が準用されるよう特例措置を認めるべき。
- ・ 小学校においても、中学校の理科及び社会のように「持続可能な発展」についての言及が必要。
- ・ まだ概念として我が国の常識となっていない「持続可能な社会」という記述は削除すべき。
- ・ 金融に関して主体的に判断する能力を身に付ける観点から、お金や金融に関する教育の充実を図る必要。
- ・ 子どもたちの様々な問題の背景には、品格など微塵も感じられない世相がある。マスコミ、家庭、地域などの環境の整備が先決ではないか。
- ・ 読書指導の充実のためには、学校図書館の蔵書の整備や学校司書・司書教諭の配置などの条件整備が必要。
- ・ 教科等の順序を変更し、特に総合的な学習の時間と特別活動の順序を入れ替わった理由を明らかにすべき。
- ・ 特別活動の「学芸的行事」という名称には我が国の中学校文化が込められている。「文化的行事」と名称変更することに反対。
- ・ 中学校で朝の10分間等の短い時間を活用した教科の指導を授業時数に算入できる旨の規定があるが、教科以外の道徳、総合的な学習の時間及び特別活動も対象とすべきではないか。
- ・ 中学校の選択教科を標準授業時数の枠外とすることに反対。例えば、選択教科の時間を活用したロボットの製作等の取組が難しくなる。

【幼稚園】

- ・ 預かり保育と子育ての支援は、どちらも幼稚園の活動として重要。子育ての支援は預かり保育の「なお」書きではなく、誤解をまねかない表現に修正してほしい。また、子育ての支援は親の育児の肩代わりではなく、幼稚園教育に資するものであることを明記されたい。
- ・ 預かり保育について、「幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること」とあるが、「幼稚園の責任と指導の下で行うようにすること」としたほうがよい。

【総則関連事項等】

- ・ 國際的な潮流である学校5日制の趣旨を踏まえることが必要。
- ・ 学校週5日制を見直し、土曜日の活用を図るべき。
- ・ 入試改革が進まない現状では、「生きる力」についての共通理解を得ることは難しい。高校・大学の接続や高等教育を見直し、「受験学力」「点数学力」からの脱却を図るための具体的な施策が必要。
- ・ 在日外国人に対する教育の充実についての配慮が必要。

- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習について、効果的な実施のために条件整備や予算措置を図る必要。
- ・ 総則の授業時数等の取扱いに関連して出てくる「学期の内外を問わず」という記述の趣旨が不明確。
- ・ 幼小連携の観点から幼稚園と小学校の教師の交流研修の機会を推進すべき。
- ・ 教師や学校の教育活動を、教育活動にはなじまないP D C Aサイクルで管理統制することに反対。
- ・ 学校で教鞭をとっている教師の意見を十分に聞き、働きやすい環境を整備すべき。
- ・ 学校関係者だけではなくフリースクールや不登校の子ども達の意見も踏まえるべき。

【言語活動の充実、国語教育】

- ・ 言語活動の充実の観点から、国語辞典等の使用の促進を図る必要。
- ・ 国語などの時間に、日本の古き良き神話や先人の伝記などを読み聞かせて、日本人としての誇りを持てるように教育すべき。
- ・ 国語教育の充実の観点から、簡単な「四字熟語」辞典を無償配布すべき。

【社会】

- ・ 小学校社会科の47都道府県の位置と名称は4年のみで指導するのではなく、3~6年の各学年で関連事項を学ぶ度に指導するなどの工夫が必要。
- ・ 我が国の歴史において宗教（神道、仏教、キリスト教）が果たしてきた役割を理解させるようにすることが必要。また、仏教、キリスト教だけでなく神道も教えるべき。
- ・ 宗教の学習自体を否定するものではないが、社会科では、法や経済、文化、歴史などを優先すべき。「人間の力を超えたものに対する畏敬の念」を道徳でとりあげており、国家神道を強制した戦前の歴史とオーバーラップする。
- ・ 我が国の歴史を通じて見られる天皇と国民のつながりについて理解させることが必要。
- ・ 天皇について「敬愛の念を深める」とまで踏み込んだ教育が必要か違和感を感じる。
- ・ 我が国の領土・領海の範囲（竹島、尖閣諸島など）についての我が国の立場を教え、国土に対する愛着や国土保全の心情を育むことが重要。
- ・ 国防の重要性を認識させ、世界の平和に対して自衛隊の果たしている役割について理解させることが必要。
- ・ 日本の建国の由来及び神話の学習を充実すべき。我が国の歴史・伝統と密接な関係にある祝祭日の由来と意義を理解させるべき。
- ・ 森林・林業の重要性についての理解が深まるように社会科等の教育を充実すべき。
- ・ 憲法は「国民が国に守らせること」を規定するものという共通認識をきちんと指導すべき。
- ・ 主権者を育成するという観点から選挙や投票の意義に関する指導をより充実すべき。
- ・ 小学校第6学年の社会科の歴史上の人物42人に女性が3人とは少ないのでないか。もっと女性も加えるべき。

【理数教育】

- ・ 数学の授業時数の増加や統計の内容が充実していることには賛成。
- ・ 数学ではより生活に役立つことや科学技術との関係などを重視すべき。
- ・ 理数教育の重視は賛成。我が国の製造業を支える技術者の育成が急務。
- ・ そろばんの指導を3・4年生の2学年にわたって行うこととしたことを評価。
- ・ 科学的思考力を高める重要なポイントである観察・実験の重視が必要。また、社会生活や数学の果たす役割を理解させたり、数学的な考え方や思考力を育成するような内容を多く取り入れる必要。
- ・ 小・中学校におけるエネルギー・環境教育の充実が必要。
- ・ 学術研究等の進展を踏まえ、中学校第3学年の理科で「銀河系と銀河」を入れ、現代の天文学が解明した宇宙のひろがりを学ばせるとともに、「月の公転と見え方」は小学校第6学年で学ぶようにするなどの修正が必要ではないか。
- ・ 小学校算数について、例えば、第2学年での分数指導や第1学年の時計読みは発達の段階から難しいと思われる所以、再考すべき。

【技術・家庭】

- ・ 中学校技術・家庭科において「家族・家庭と子どもの成長」を位置付けたことを評価。
- ・ 現行はジェンダーフリー思想を容認する結果となっており、家庭そして家族の価値や意義をきちんと教えるべき。
- ・ 和服の「着方」については、和服の「着装」にした方が適切ではないか。
- ・ ものづくり重視の観点から小学校に「技術科」を導入すべき。

【体育、保健体育】

- ・ 特に武道の必修化については、自治体がしっかりと条件整備を行うよう指導すべき。
- ・ 武道は中途半端な指導をすると大けがをする可能性が高く、指導者が武道経験者であることが求められる。また、施設の整備も必要。
- ・ 武道の必修化については、施設・用具整備面、指導者の確保の面において疑問点・課題点が多く反対。
- ・ 大人が性に関する情報を暴露させており、妊娠と出産、HIV、正しい避妊方法などの性に関する正しい知識を義務教育の中で教えることは重要。
- ・ 医薬品の有効性と副作用など医薬品に関する教育を充実すべき。
- ・ 小学校第5・6学年の体育の授業時数も年間105単位時間にすべき。

【音楽】

- ・ 小学校音楽の第3・4学年の〔共通事項〕の「音楽の縦と横の関係」という表現は不適切。また、中学校音楽の「テクスチュア」も難解。

【外国語活動・外国語】

- ・ 教員の研修、教材の開発、人員の確保、教科書の問題など、課題が山積みで、教育条件の整備がなされないままの全国一律導入はすべきではない。
- ・ 「外国語活動担当教諭」を養成して全校に配置してから実施すべき。

- ・ 外国語活動の導入よりも、まずは小学校段階での母語による表現や多くの仲間との体験活動が必要。
- ・ 中学校英語について、扱う語数を「900語程度まで」から「1200語程度」に増やすのは生徒の負担になるので反対。

【道徳】

- ・ 道徳を教科と位置付けるべきではないか。
- ・ 現在の荒れた世相やその反映である犯罪事件や不祥事などが発生しており、道徳教育の科目化を要望。
- ・ 現行の道徳の位置づけを前提に、その充実を図る方向性に賛成。道徳の教材に対する国の財政措置を望む。
- ・ 学習指導要領上、道徳教育推進教師を明確に位置付けたことは評価。できるだけその分担する校務等を明確にし、指導体制の確立を図る必要。
- ・ あらゆる教科等においてその特性に応じて道徳性をはぐくむこととした規定は、子どもを鋳型にはめるもので反対。
- ・ 各教科と「道徳教育」がどのように結びつくか不明であり、各教科における道徳と関連付ける規定について削除すべき。
- ・ 道徳教育においては、例えば、吉田松陰や橋本左内、二宮尊徳などの歴史上の先人に焦点をあてて、その文章を味わるようにすべき。

【総合的な学習の時間】

- ・ 総合的な学習の時間については、国が事例集を発行し各学校の取組をリードする必要。
- ・ 改訂案では、学校行事を総合的な学習の時間として行うことが可能なようにも読めるが、総合的な学習の時間の趣旨から大きくそれ、形骸化する恐れ。
- ・ 総合的な学習の時間における体験活動で特別活動を代替できるとの規定は、総合的な学習の時間のねらいがきちんと達成されるよう、特別活動との混同がなされぬよう丁寧な説明が必要。
- ・ 学校は現在、総合的な学習の時間の充実を図っているにもかかわらず、学習指導要領の改訂により総合的な学習の時間の時数を縮減するのは問題。

【国旗・国歌】

- ・ 児童生徒が国歌を斉唱できるとともに、国旗・国歌に対して敬意を表するよう教師が指導することが必要。
- ・ 入学式や卒業式だけでなく運動会やスポーツ大会等で国旗の掲揚、国歌の斉唱を教えるべき。

【体験活動】

- ・ 長期集団宿泊活動について「一週間程度」という期間を明記すべき。